

## 特別養護老人ホーム ノアノアテラス 利用サービス料金表

◎沼津市は地域区分が「7級地」であるため、1単位の単価 10.14 円で計算されます。

※料金の計算は、小数点以下切捨てとなります。

## ◆介護福祉施設サービスに係る料金

サービス利用料金 (1割負担の方)	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
サービスに係る 1日あたりの単位数	682 単位	753 単位	828 単位	901 単位	971 単位
1日あたりの単位数×日数 (30日分) = $\text{A}$	20,460 単位/月	22,590 単位/月	24,840 単位/月	27,030 単位/月	29,130 単位/月
1.1 カ月あたりのサービス料金 ( $\text{A} \times 10.14 = \text{B}$ )	207,464 円/月	229,062 円/月	251,877 円/月	274,084 円/月	295,378 円/月
2.介護保険から給付される金額 ( $\text{B} \times 0.9 = \text{C}$ )	186,717 円/月	206,155 円/月	226,689 円/月	246,675 円/月	265,840 円/月
3.自己負担額の月額 30日分 ( $\text{B} - \text{C}$ )	20,747 円/月	22,907 円/月	25,188 円/月	27,409 円/月	29,538 円/月

※料金には、数円の誤差が生じる場合がございます。

サービス利用料金 (2割負担の方)	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
サービスに係る 1日あたりの単位数	682 単位	753 単位	828 単位	901 単位	971 単位
1日あたりの単位数×日数 (30日分) = $\text{A}$	20,460 単位/月	22,590 単位/月	24,840 単位/月	27,030 単位/月	29,130 単位/月
1.1 カ月あたりのサービス料金 ( $\text{A} \times 10.14 = \text{B}$ )	207,464 円/月	229,062 円/月	251,877 円/月	274,084 円/月	295,378 円/月
2.介護保険から給付される金額 ( $\text{B} \times 0.8 = \text{C}$ )	165,971 円/月	183,249 円/月	201,501 円/月	219,267 円/月	236,302 円/月
3.自己負担額の月額 30日分 ( $\text{B} - \text{C}$ )	41,493 円/月	45,813 円/月	50,376 円/月	54,817 円/月	59,076 円/月

サービス利用料金 (3割負担の方)	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
サービスに係る 1日あたりの単位数	682 単位	753 単位	828 単位	901 単位	971 単位
1日あたりの単位数×日数 (30日分) = $\text{A}$	20,460 単位/月	22,590 単位/月	24,840 単位/月	27,030 単位/月	29,130 単位/月
1.1 カ月あたりのサービス料金 ( $\text{A} \times 10.14 = \text{B}$ )	207,464 円/月	229,062 円/月	251,877 円/月	274,084 円/月	295,378 円/月
2.介護保険から給付される金額 ( $\text{B} \times 0.7 = \text{C}$ )	145,224 円/月	160,343 円/月	176,313 円/月	191,858 円/月	206,764 円/月
3.自己負担額の月額 30日分 ( $\text{B} - \text{C}$ )	62,240 円/月	68,719 円/月	75,564 円/月	82,226 円/月	88,614 円/月

加算料金 (1割負担の方)	初期加算 (30日限度)	日常生活継続支援加算 (II)
サービスに係る 1日あたりの単位数	30 単位/日	46 単位/日
1日あたりの単位数×日数 (30日分) = $\text{A}$	900 単位/月	1,380 単位/月
1.1 カ月あたりのサービス料金 ( $\text{A} \times 10.14 = \text{B}$ )	9,126 円/月	13,993 円/月
2.介護保険から給付される金額 ( $\text{B} \times 0.9 = \text{C}$ )	8,213 円/月	12,593 円/月
3.自己負担額の月額 30日分 ( $\text{B} - \text{C}$ )	913 円/月	1,400 円/月

加算料金 (2割負担の方)	初期加算 (30日限度)	日常生活継続支援加算 (II)
サービスに係る 1日あたりの単位数	30 単位/日	46 単位/日
1日あたりの単位数×日数 (30日分) = $\text{A}$	900 単位/月	1,380 単位/月
1.1 カ月あたりのサービス料金 ( $\text{A} \times 10.14 = \text{B}$ )	9,126 円/月	13,993 円/月
2.介護保険から給付される金額 ( $\text{B} \times 0.8 = \text{C}$ )	7,300 円/月	11,194 円/月
3.自己負担額の月額 30日分 ( $\text{B} - \text{C}$ )	1,826 円/月	2,799 円/月

加算料金 (3割負担の方)	初期加算 (30日限度)	日常生活継続支援加算 (II)
サービスに係る 1日あたりの単位数	30 単位/日	46 単位/日
1日あたりの単位数×日数 (30日分) = $\text{A}$	900 単位/月	1,380 単位/月
1.1 カ月あたりのサービス料金 ( $\text{A} \times 10.14 = \text{B}$ )	9,126 円/月	13,993 円/月
2.介護保険から給付される金額 ( $\text{B} \times 0.7 = \text{C}$ )	6,388 円/月	9,795 円/月
3.自己負担額の月額 30日分 ( $\text{B} - \text{C}$ )	2,738 円/月	4,198 円/月

加算料金 (1 割負担の方)	看護体制加算 (Ⅱ)	看護体制加算 (Ⅰ)
サービスに係る 1 日あたりの単位数	23 単位/日	12 単位/日
1 日あたりの単位数×日数 (30 日分) = $\text{A}$	690 単位/月	360 単位/月
1.1 カ月あたりのサービス料金 ( $\text{A} \times 10.14 = \text{B}$ )	6,996 円/月	3,650 円/月
2.介護保険から給付される金額 ( $\text{B} \times 0.9 = \text{C}$ )	6,296 円/月	3,285 円/月
3.自己負担額の月額 30 日分 ( $\text{B}-\text{C}$ )	700 円/月	365 円/月

加算料金 (2 割負担の方)	看護体制加算 (Ⅱ)	看護体制加算 (Ⅰ)
サービスに係る 1 日あたりの単位数	23 単位/日	12 単位/日
1 日あたりの単位数×日数 (30 日分) = $\text{A}$	690 単位/月	360 単位/月
1.1 カ月あたりのサービス料金 ( $\text{A} \times 10.14 = \text{B}$ )	6,996 円/月	3,650 円/月
2.介護保険から給付される金額 ( $\text{B} \times 0.8 = \text{C}$ )	5,596 円/月	2,920 円/月
3.自己負担額の月額 30 日分 ( $\text{B}-\text{C}$ )	1,400 円/月	730 円/月

加算料金 (3 割負担の方)	看護体制加算 (Ⅱ)	看護体制加算 (Ⅰ)
サービスに係る 1 日あたりの単位数	23 単位/日	12 単位/日
1 日あたりの単位数×日数 (30 日分) = $\text{A}$	690 単位/月	360 単位/月
1.1 カ月あたりのサービス料金 ( $\text{A} \times 10.14 = \text{B}$ )	6,996 円/月	3,650 円/月
2.介護保険から給付される金額 ( $\text{B} \times 0.7 = \text{C}$ )	4,897 円/月	2,555 円/月
3.自己負担額の月額 30 日分 ( $\text{B}-\text{C}$ )	2,099 円/月	1,095 円/月

入院または外泊をされる場合の料金 (1 割負担の方)	外泊時加算 (1 カ月に 6 日分を限度)
1 日あたりの介護保険算定単位数	246 単位/日
1.ご契約者のサービス料金 (単位数×10.14= $\text{A}$ )	2,494 円/日
2.介護保険から給付される金額 ( $\text{A} \times 0.9 = \text{B}$ )	2,244 円/日
3.サービス利用に係る自己負担額 ( $\text{B}-\text{C}$ )	250 円/日

入院または外泊をされる場合の料金 (2 割負担の方)	外泊時加算 (1 カ月に 6 日分を限度)
1 日あたりの介護保険算定単位数	246 単位/日
1.ご契約者のサービス料金 (単位数×10.14= $\text{A}$ )	2,494 円/日
2.介護保険から給付される金額 ( $\text{A} \times 0.8 = \text{B}$ )	1,995 円/日
3.サービス利用に係る自己負担額 ( $\text{B}-\text{C}$ )	499 円/日

入院または外泊をされる場合の料金 (3 割負担の方)	外泊時加算 (1 カ月に 6 日分を限度)
1 日あたりの介護保険算定単位数	246 単位/日
1.ご契約者のサービス料金 (単位数×10.14= $\text{A}$ )	2,494 円/日
2.介護保険から給付される金額 ( $\text{A} \times 0.7 = \text{B}$ )	1,745 円/日
3.サービス利用に係る自己負担額 ( $\text{B}-\text{C}$ )	749 円/日

加算料金 (1 割負担の方)	介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1 割負担の場合
1.ご契約者のサービス料金 $\text{A}$	所定総単位数×11.3%×10.14 (1 単位の単位)
2.介護保険から給付される金額 $\text{B}$	$\text{A} \times 0.9$
3.サービス利用に係る自己負担額	$\text{A}-\text{B}$

加算料金 (2 割負担の方)	介護職員等処遇改善加算Ⅲ 2 割負担の場合
1.ご契約者のサービス料金 $\text{A}$	所定総単位数×11.3%×10.14 (1 単位の単位)
2.介護保険から給付される金額 $\text{B}$	$\text{A} \times 0.8$
3.サービス利用に係る自己負担額	$\text{A}-\text{B}$

加算料金 (3 割負担の方)	介護職員等処遇改善加算Ⅲ 3 割負担の場合
1.ご契約者のサービス料金 $\text{A}$	所定総単位数×11.3%×10.14 (1 単位の単位)
2.介護保険から給付される金額 $\text{B}$	$\text{A} \times 0.7$
3.サービス利用に係る自己負担額	$\text{A}-\text{B}$

看取り介護体制加算

加算料金 (1割負担の方)	死亡日以前 31日～45日以下	死亡日以前 4日以上 30日以下	死亡以前 2日または 3日	死亡日
サービスに係る 1日あたりの単位数 <sup>①</sup>	72 単位/日	144 単位/日	680 単位/日	1,280 単位/日
1.1 カ月あたりのサービス料金 ( $A \times 10.14 = B$ )	730 円/日	1,460 円/日	6,895 円/日	12,979 円/日
2.介護保険から給付される金額 ( $B \times 0.9 = C$ )	657 円/日	1,314 円/日	6,205 円/日	11,681 円/日
3.自己負担額の月額 1日分 ( $B - C$ )	73 円/日	146 円/日	690 円/日	1,298 円/日

加算料金 (2割負担の方)	死亡日以前 31日～45日以下	死亡日以前 4日以上 30日以下	死亡以前 2日または 3日	死亡日
サービスに係る 1日あたりの単位数 <sup>①</sup>	72 単位/日	144/日	680/日	1,280/日
1.1 カ月あたりのサービス料金 ( $A \times 10.14 = B$ )	730 円/日	1,460 円/日	6,895 円/日	12,979 円/日
2.介護保険から給付される金額 ( $B \times 0.8 = C$ )	584 円/日	1,168 円/日	5,516 円/日	10,383 円/日
3.自己負担額の月額 1日分 ( $B - C$ )	146 円/日	292 円/日	1,379 円/日	2,596 円/日

加算料金 (3割負担の方)	死亡日以前 31日～45日以下	死亡日以前 4日以上 30日以下	死亡以前 2日または 3日	死亡日
サービスに係る 1日あたりの単位数 <sup>①</sup>	72 単位/日	144/日	680/日	1,280/日
1.1 カ月あたりのサービス料金 ( $A \times 10.14 = B$ )	730 円/日	1,460 円/日	6,895 円/日	12,979 円/日
2.介護保険から給付される金額 ( $B \times 0.7 = C$ )	511 円/日	1,022 円/日	4,826 円/日	9,085 円/日
3.自己負担額の月額 1日分 ( $B - C$ )	219 円/日	438 円/日	2,069 円/日	3,894 円/日

◆ 居住費及び食費に係る料金

利用者負担段階	対象者	食 費	居住費（トイレなし）	居住費（トイレ付）
第 1 段階	生活保護受給者。または、世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者。かつ、預貯金額等が単身で 1,000 万円（夫婦で 2,000 万円）以下	300 円	880 円	880 円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が、80 万円以下の方（課税年金・障害年金や遺族年金などの非課税年金以外の年金）。かつ、預貯金等 が単身で 650 万円（夫婦で 1,650 万円）以下	390 円	880 円	880 円
第 3 段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が、80 万円超～120 万円以下の方（課税年金・障害年金や遺族年金などの非課税年金以外の年金）かつ、預貯金等 が単身で 550 万円（夫婦で 1,550 万円）以下	650 円	1,370 円	1,370 円
第 3 段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が、120 万円超の方（課税年金・障害年金や遺族年金などの非課税年金以外の年金）かつ、預貯金等 が単身で 500 万円（夫婦で 1,500 万円）以下	1,360 円	1,370 円	1,370 円
第 4 段階	上記以外の方	1,505 円	2,069 円	2,500 円

※市町村民税世帯（世帯主及び全ての世帯員が、市町村民税非課税である者または市町村民税が免除された者）

※食費は、「食材費」+「調理費」となります。

※居住費は、「建設費用（修繕・維持費用等を含む）」+「光熱水道費等」となります。

※負担いただく利用料金は（1 日の利用料金）×（利用日数）となります。

表の「月額」は 1 日～30 日の合計となっております。

下記の料金目安には、サービス利用料金と加算料金（日常生活継続支援加算Ⅱ・看護体制加算Ⅰ・看護体制加算Ⅱ）と居住費及び食費が含まれております。

別途、所定単位数に対して処遇改善加算Ⅲが加算されます。

※第 1 段階から第 3 段階の対象者は、市町村から負担限度額認定証の交付を受ける必要があります。

1 ヶ月（30 日）ご利用料金目安（トイレ無し）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 1 段階	58,611/月	60,771/月	63,052/月	65,273/月	67,402/月
第 2 段階	61,311/月	63,471/月	65,752/月	67,973/月	70,102/月
第 3 段階①	83,811/月	85,971/月	88,252/月	90,473/月	92,602/月
第 3 段階②	105,111/月	107,271/月	109,552/月	111,773/月	113,902/月
第 4 段階（通常料金）1 割負担	130,431/月	132,591/月	134,872/月	137,093/月	139,222/月
第 4 段階（通常料金）2 割負担	153,641/月	157,961/月	162,524/月	166,965/月	171,224/月
第 4 段階（通常料金）3 割負担	176,852/月	183,331/月	190,176/月	196,838/月	203,226/月

1 ヶ月（30 日）ご利用料金目安（トイレ付）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 1 段階	58,611/月	60,771/月	63,052/月	65,273/月	67,402/月
第 2 段階	61,311/月	63,471/月	65,752/月	67,973/月	70,102/月
第 3 段階①	83,811/月	85,971/月	88,252/月	90,473/月	92,602/月
第 3 段階②	105,111/月	107,271/月	109,552/月	111,773/月	113,902/月
第 4 段階（通常料金）1 割負担	143,361/月	145,521/月	147,802/月	150,023/月	152,152/月
第 4 段階（通常料金）2 割負担	166,571/月	170,891/月	175,454/月	179,895/月	184,154/月
第 4 段階（通常料金）3 割負担	189,782/月	196,261/月	203,106/月	209,768/月	216,156/月

◆その他のサービス

以下のサービスの利用料金をご契約者の負担となります。

区分	料金	内容
預り金保管料※	1,000 円/月	入居者預かり金管理規定による保管手数料。利用日数に関係なく利用月毎の料金となります。
保険外給付の対象サービス及び日常生活費等に係るサービスの提供とは関係なく、入居者の嗜好または個別の生活上の必要に応じて提供する便宜に係る経費	実費	誕生会、四季のドライブ等、個々に希望者を募り実施する外出費用、入居者の嗜好によるクラブ活動等の材料費理美容代その他入居者の希望による身の回りの品として日常生活に必要なもの

預かり金の保管につきましては、基本的にご家族による管理となります。ご都合により、管理できない方がご利用になる際の料金です。

その他、個人的に必要な品目につきましては、入居者の負担となりますのでご了承下さい。